

平成29年度 第7回  
高野町農業委員会 定例会

議 事 錄  
( 公 開 用 )

平成30年2月15日開催

高野町農業委員会

# 平成29年度 第7回 高野町農業委員会 定例会

下記のとおり、高野町農業委員会定例会を招集した。

**開催日時** 平成30年2月15日（木）

**●開会時刻** 午前10時03分開会

**●開催場所** 高野町役場 2階 大会議室

**●出席委員** 2番 井阪 晴美 3番 梶谷 廣美 4番 井手上 治己  
5番 西辻 政親 6番 森脇 伸宜 7番 下名迫 勝實  
8番 上田 静可 9番 柳 葵

以上8名出席

**●出席推進委員** 真野 弘和 佐藤 妙泉

以上2名出席

**●欠席委員**

**●事務局員** 事務局長 中尾司  
事務局員 辻本香織 岡本多賀子

**●関係者**

**●議事事項** 議案第16号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について

議案第17号 高野町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について

**●議事内容** 次のとおり

\* \* \* \* \* 午前10時03分 開会 \* \* \* \* \*

事務局（辻本香織）

おはようございます。定刻となりましたので、平成29年度第7回高野町農業委員会定例会を開催いたします。

さて、本会議ですが、本日、出席委員8名、欠席委員はありません。そして推進委員2名出席です。高野町農業委員会会議規則第10条による規定数を超えておりますので、本日の本委員会は成立していますので、御報告いたします。

それでは、事務局長より御挨拶いたします。

事務局長

皆さん、おはようございます。きのうまで寒かったですが、きょうは少し緩んできました。逆に足元の大変悪い中お集まりいただきましてありがとうございます。

本日は、議案2件でございます。慎重御審議のほどよろしくお願ひいたします。

事務局（辻本香織）

ありがとうございます。続きまして、高野町農業委員会会議規則第29条に基づく議事録署名委員を事前に議長より御指名いただいております。本日の署名委員は2番、井阪委員、7番、下名迫委員にお願いいたします。

続きまして議長の選出について、高野町農業委員会会議規則第9条により、当委員会の会長となっておりますので、柳会長、よろしくお願ひいたします。

議長

改めて、おはようございます。

ことしは1月、2月と最高の寒さでしたけど、やっと落ちついでこれから春になっていくと思います。皆さんいろいろと仕事も忙しくなると思いますけども、よろしくお願ひします。

それでは、次第に沿って行いたいと思います。議案第16号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定」について事務局より説明をお願いいたします。

事務局（辻本香織）

議案第16号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定」について、高野町長より、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別添農地の審議依頼があったので農業委員会の決定について意見を求める。平成30年2月15日提出 高野町農業委員会会长 柳 瑞。

今回の申請は1件でございます。

次めくっていただきまして、5ページをごらんください。番号は29-1、農地の所在、・・・ほか2筆で、場所については6ページの航空写真をごらんください。登記簿は田、現況地目も田、農振区分、農振農用地内、面積は3筆合わせて合計2,233平

米、権利設定は使用貸借権、利用権の設定を受ける者の住所、氏名、・・・氏。利用権の設定をする者の住所、・・・氏。利用目的ホップ、期間は2カ年、賃料は使用貸借権のため無償であります。

本議案は、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定で、許可基準として、同法第18条第3項の各要件を全て満たす必要があります。

今回の利用権設定を受ける者は、・・・です。利用目的は畑として、期間は2カ年、ホップを植えるということです。

本審議に当たっては、紀北川上農業協同組合に書類作成等のお手伝いをいただいております。

今回の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていますので、許可相当と考えていますので、御審議願います。

以上でございます。

議長

ありがとうございました。

ただいま事務局より説明がありましたが、御意見、御質問などございませんか。

佐藤推進委員

ホップというのはどういった作物ですか。

議長

ビールになるものです。

佐藤推進委員

麦ですか。

下名迫委員

木というかつるというか。

事務局長

ビールの苦みです。

森脇委員

これ、ビールをつくるという考え方でやるのですか。

事務局長

いいえ、出荷するだけです。今は国産ホップが少ないので。

下名迫委員

これ無償になつとるけど、無償でいいのか。

事務局

無償というのはもう本人と確認がとれています。2カ年というのは、今お試し期間で、1年か2年してみて、よかつたら続けてすることです。

以上です。

議長

ありがとうございました。ほかにそれ以外ないですか。  
ないようでしたら、議案第16号について議案どおり可決したいと思います。

続きまして、議案第17号「高野町農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について、事務局より説明お願ひいたします。

事務局（辻本香織）

議案17号、「高野町農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第7号の規定に基づき、農地等の最適化の推進に関する指針を作成したので審議願いたい。平成30年2月15日提出 高野町農業委員会会长 柳 葵。

前回の第6回農業委員会議案第14号におきまして皆さんからの御意見をお聞きし、再度作成するということになっておりましたので、御意見よろしくお願ひいたします。

議長

今、事務局よりありましたけれども、御意見などございませんか。

井手上委員

2ページ目の（2）遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法という中で、力、農業再生協議会ってありますけども、組織しとる団体、それから町、会議、今事務局でどんな活動をしているのかというのをちょっとわかりませんので、教えていただきたいと思います。

次に、3、担い手への農地利用の集積・集約化についてというところですけども、この中で（2）の担い手への農地利用の集積・集約に向けた具体的な推進方法、この中でイですが、守るべき農地を明確化し、意欲ある農業後継者、新規農業とありますて、町と連携して準農家制度（一定の研修を受けた中高年者等）を整備し、利用権設定を図るとありますが、準農家制度を整備し、どういう制度設計を考えているか。

また、この上の目標の3年の間で1ヘクタールということですけども、想定の時期3年の間でこれをということで、準農家制度の制度設計と設定時期についてどのように考えておられるのか。これが2点目。

3点目ですけども、4、新規参入の促進についてというところで、新規参入の促進に向けた具体的な推進方法（2）ですが、国、県の支援制度や町の新規参入促進のための新規就農者奨励金制度や移住定住補助制度などをはじめとした助成制度の周知に努め、新規参入の促進を図るとありますが、町の新規就農者奨励金制度、

移住定住制度などをはじめとした助成制度、この新規就農制度、奨励金制度と私もどういう制度かを教えて頂きたい。

そして、はじめとした助成制度の周知と書いてありますので、そのほかに制度があるのかどうか。なかつたら「等」でいいのではないかなどと思うのと、もう一点、前のページのエですが、農林業関係者との座談会等により地域の農業者の意見を集約し、遊休農地の発生防止解消に努める。これは農業の中ですので、この林はいらないのではないか。農業者、農業関係者との座談会等によりということで、林もいらないのではないか。次の（2）のエのところでも農林となっています。次のページのウの農林業関係者、これも林を抜いてするほうが適切だと思います。その4点の説明をお願いします。

議長

事務局お願いします。

事務局（辻本香織）

高野町農業再生協議会、これは平成23年度から始まった経営所得安定対策及び水田活用の直接支払い交付金、旧農業者個別所得補償交付金の実施に伴い、各地域で協議会を設立し、制度の対策の普及・推進活動、対象作物の作付面積等の確認等を行います。また、関係者、JA、農業委員会等が一丸となって、地域農業の方向づけを行っていけるよう、戦略作物助成、麦、大豆などの対象作物の需要に応じた生産振興をはじめ、担い手の問題、農地の問題を合わせて議論し、行政と農業団体、担い手農家等が協力して推進する体制を整備しているものでございます。会員といたしまして、高野町で紀北川上農業協同組合、高野町農業委員会、和歌山北部農業共済組合等が会員としておりまして、会長は高野町長、副会長は高野町農業委員会会長柳会長にお願いしております。これが高野町農業再生協議会というものでございます。

続きまして、2の（2）の準農家制度というものですか、申しわけありませんが、これは和歌山県にはこの制度はないということです。あるのは大阪府があるそうです。県内にはないとの事ですので、省かせていただきたいと思っております。

その次のエの農林業関係者の林を省いたほうがいいと言うことですので、省かせていただきます。

その次めくっていただきまして、（2）の新規就農者奨励金制度や移住定住補助制度のことですが、新規就農奨励金制度の中には農業次世代人材投資事業というのがあります。農業次世代人材投資事業というのは旧の青年就農金給付金事業のことでございます。高野町は青年就農給付金事業という制度があります。1人当たり年間150万円以内で、給付期間は最長5年間です。また、一夫

婦当たり最長5年間で年間225万円以内という給付金制度があります。

移住定住補助制度というのは、高野町でも高野町移住定住促進補助金というのがあります。

ほかに国とか県にないのかということですが、和歌山県でも青年等就農資金ということあります。それと、国のほうでは新規就農者向け無利子資金制度とか経営体制支援事業等が多々あります。

高野町はこの1つしかないということです。なので、「はじめとした」というのを省いてもいいのかなと思います。

以上でございます。

議長

井手上さんいいですか。

井手上委員

わかりました。

それと、準農家制度を省くということは、この文言を変えるということですか。

事務局（辻本香織）

こここの部分を省かさせていただくにつきまして、イの部分で「守るべき農地を明確化し、意欲ある農業後継者、新規農業参入者及び退職帰農者等の担い手への利用集積・集約化を推進する」で終わったらどうかと思いますが、いかがでしょうか。

佐藤推進委員

先ほどの説明では、準農家制度というのは和歌山県には今例はないが、大阪府にはあるということでした。それでよろしいですか。大阪府にはあるんですよね、今後具体的な推進として準農家制度を取り入れるということはしないんですか。これ書かれたときはそういうふうな方向性をもっていきたいという意味で書かれたと思うんですけど、準農家制度が和歌山県には今例がないからやめるんですか。それちょっとわかりにくいので、教えてください。

事務局（辻本香織）

作成するときに参考として、紀の川市がつくっていますが、紀の川市と高野町では規模が違います。そこで全国の農業委員会がそれぞれつくっていますので、よく似た規模のところを何ヵ所か探して、参考にさせていただきました。その中で準農家制度というのがあったので、私もそこで県にあるのかどうか確かめればよかったのですが。あとで調べると、和歌山県にはないということで、それをつくるとなったら県のほうにも働きかけてというようになってしまって、できたら悪いですけど省かせていただき

たいと思います。

議長 事務局のとおり省くか、また何かつけ加えるとか、どういうふうにいたしましょう。

井手上委員 「集積・集約が困難な小規模農地については利用権設定を図る」でいいと思います。「町と連携して」から「整備し」までのこの間抜くと文言がうまくいくように思います。

議長 どうですか、皆さん。  
事務局どうですか。

事務局（辻本香織） 私のほうはそれで結構です。  
それと、農林の部分ですが、工の部分の農林業関係者を農業関係者にさせていただきまして、次のページの（2）のウの農林業関係者というところもまた農業関係者にさせていただきます  
また、この（2）の「新規就農奨励金制度や定住移住補助制度などをはじめとした」の「はじめとした」を抜いて、「定住移住補助制度など助成制度の周知に努め」というようにさせていただいてもよろしいでしょうか。

西辻委員 それでいいんですけども、あと新規参入の促進を図るのに、例えば高野町のホームページなどに今まで載せているのですか。  
他県から移住してくる人は、誰も知らんと思います。人口も減ってくるので、こういう仕組みがあるということを広報しないといけないのではないですか。

事務局長 移住定住のときには農業したいという人が結構多いので、そこでも就農の話をしています。ただほかのところ、例えば紀の川市とか紀美野町とかではもう少し大規模な農業をしたいとかという人も多いのですが、そこらも含めて新規の就農者の人に訴えるような移住定住のPRの仕方というのももう少し考えたいと思います。

西辻委員 できたら富貴地区なんか、農家さんがたくさんおられるんで、広報の仕方を少し考えたってもらって、就農者を増やすようにしてはどうですか。

事務局長 そうですね。移住定住のところと連携して何かうまくPRできるような仕組みを考えたいと思います。

- 議長 ほかにないですか。  
ただいまいろいろ意見ございましたが、推進委員さんの皆さん  
何か御意見ございませんか。
- 眞野推進委員 これはあくまでこれから推進する指針ということで、やってみ  
て変更とかあるかもわかりませんが、今はこれでいいと思います。
- 佐藤推進委員 この土地に応じたやり方があると思うので、できるだけいろんな  
情報を日々農業者さんからもお話しいただきながら、いきなり  
というのは難しいので、そういうふうな形で進めていっていただ  
ければありがたいと思います。
- 議長 大変有意義な意見ありがとうございます。  
他に、意見ありませんか。  
意見がないようですので、議案の17号については可決といた  
します。  
そのほかで事務局より何かないですか。
- 事務局（辻本香織） はい、特にございません。
- 議長 皆さん何か御意見などございませんか。ないようですので、以  
上、本日の議案、審議は全て終了しました。これで終了したいと  
思います。どうもありがとうございました。

\* \* \* \* \* 午前10時48分 閉会 \* \* \* \* \*

この会議録は、高野町農業委員会事務局で作成したものであるが、その内容の正当なこ  
とを証するため、ここに署名する。

平成30年2月9日

会長

署名委員 2番

署名委員 7番

※署名については、別紙原本にて行っています。

※この議事録は公開用に作成している為、個人情報に配慮し公開しています。